

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市馬屋下児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	昭和40年3月29日		
⑤ 所在地	岡山市北区大窪49番地5		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	1,183.42m ²	
	構造/延床面積(m ²)	木造平屋建/213.70m ²	
	建設費(単位:千円)	64,171千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	4,250人		
	令和4年度	5,125人		
	令和5年度	5,650人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和10年度大規模修繕改修工事を計画 維持管理・緊急修繕対応費90万(R7～9年度を見込む)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	10,812	11,468	10,571	10,950
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,812	11,468	11,007	11,096
	直接経費	維持管理費	671	878	429	659
		光熱水費	536	441	363	447
		小計	1,207	1,319	792	1,106
	支出合計		12,019	12,787	11,799	12,202
収支差額		-12,019	-12,787	-11,799	-12,202	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,812	11,468	10,571	10,950
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		10,812	11,468	11,007
支出	管理運営費	10,276	10,093	9,980	10,116
	事業費	536	1,375	1,027	979
	その他	0	0	0	0
	支出合計		10,812	11,468	11,007
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘なし
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市平津児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	令和7年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区檜津2232番地2		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	2,377.82m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/877.32m ²	
	建設費(単位:千円)	幼稚園舎184,420千円 改修工事費110,000千円(予算額)	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設(児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設)として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月~9月)10時~18時(10月~3月)10時~17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	6,851人		
	令和4年度	6,813人		
	令和5年度	6,458人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和6年度大規模修繕改修工事実施のため見込みなし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		1	1	1	1	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	10,823	10,756	10,766	10,782
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,823	10,756	11,202	10,927
	直接経費	維持管理費	432	217	372	340
		光熱水費	386	315	373	358
		小計	818	532	745	698
	支出合計		11,641	11,288	11,947	11,625
収支差額		-11,640	-11,287	-11,946	-11,624	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,823	10,756	10,766	10,782
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		10,823	10,756	11,202	10,927
支出	管理運営費	10,277	9,918	9,947	10,047
	事業費	546	838	1,255	880
	その他	0	0	0	0
支出合計		10,823	10,756	11,202	10,927
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	令和6年度改修工事实施建物のため対象外
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市児童館ゆう遊プラザ		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成24年1月22日		
⑤ 所在地	岡山市東区瀬戸町瀬戸143番地2		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	2,317.41m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/749.78m ²	
	建設費(単位:千円)	不明	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	9,272人		
	令和4年度	15,212人		
	令和5年度	16,024人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和7年度大規模修繕改修工事実施			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	17,495	14,806	17,172	16,491
		補助金等	0	0	436	145
	小計		17,495	14,806	17,608	16,636
	直接経費	維持管理費	1,504	1,956	1,498	1,653
		光熱水費	2,040	1,544	1,761	1,782
		小計	3,544	3,500	3,259	3,434
	支出合計		21,039	18,306	20,867	20,071
収支差額		-21,039	-18,306	-20,867	-20,071	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	17,495	14,806	17,172	16,491
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		17,495	14,806	17,608	16,636
支出	管理運営費	16,466	13,212	15,875	15,184
	事業費	1,029	1,594	1,733	1,452
	その他	0	0	0	0
支出合計		17,495	14,806	17,608	16,636
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	非常用照明不点灯・照度不足、排煙窓の開閉不良、 軒裏の鉄筋露出、防水シートの上のよれ、フェンスの腐食

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市植松児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	昭和47年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区植松397番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	593m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄骨造平屋建/200m ²	
	建設費(単位:千円)	7,800千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	月・火・水・木・金・土(第3土曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	5,098人		
	令和4年度	4,674人		
	令和5年度	5,712人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和10年度大規模修繕改修工事を計画 維持管理・緊急修繕対応費90万(R7～9年度を見込む)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	10,864	10,794	7,775	9,811
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,864	10,794	8,211	9,956
	直接経費	維持管理費	453	556	198	402
		光熱水費	436	320	360	372
		小計	889	876	558	774
	支出合計		11,753	11,670	8,769	10,731
収支差額		-11,753	-11,670	-8,769	-10,731	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,864	10,794	7,775	9,811
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		10,864	10,794	8,211
支出	管理運営費	10,347	10,158	7,140	9,215
	事業費	517	636	1,071	741
	その他	0	0	0	0
支出合計		10,864	10,794	8,211	9,956
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	事務室非常用照明不点灯 (改善済)

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市片岡児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	昭和59年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区片岡1030番地4		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	662m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造平屋建/217.70m ²	
	建設費(単位:千円)	28,000千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	3,984人		
	令和4年度	5,000人		
	令和5年度	7,734人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和9年度大規模修繕改修工事を計画 維持管理・緊急修繕対応費70万(R7～8年度を見込む)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	10,822	10,969	10,446	10,746
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,822	10,969	10,882	10,891
	直接経費	維持管理費	434	401	573	469
		光熱水費	436	327	361	375
		小計	870	728	934	844
	支出合計		11,692	11,697	11,816	11,735
収支差額		-11,692	-11,697	-11,816	-11,735	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,822	10,969	10,446	10,746
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計	10,822	10,969	10,882	10,891
支出	管理運営費	10,275	10,031	9,830	10,045
	事業費	547	938	1,052	846
	その他	0	0	0	0
	支出合計	10,822	10,969	10,882	10,891
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市七区児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	昭和54年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区北七区61番地8		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	灘崎支所所管の敷地の一部	
	構造/延床面積(m ²)	鉄骨造平屋建/267.61m ²	
	建設費(単位:千円)	29,971千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	月・火・水・木・金・土(第3土曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	7,280人		
	令和4年度	12,023人		
	令和5年度	14,056人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和10年度大規模修繕改修工事を計画 維持管理・緊急修繕対応費90万(R7～9年度を見込む)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	10,907	10,840	10,496	10,748
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,907	10,840	10,932	10,893
	直接経費	維持管理費	455	294	394	381
		光熱水費	536	407	412	452
		小計	991	701	806	833
	支出合計		11,898	11,541	11,738	11,726
収支差額		-11,898	-11,541	-11,738	-11,726	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,907	10,840	10,496	10,748
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計	10,907	10,840	10,932	10,893
支出	管理運営費	10,347	9,638	9,914	9,966
	事業費	560	1,202	1,018	927
	その他	0	0	0	0
	支出合計	10,907	10,840	10,932	10,893
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市興除児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	昭和42年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区曾根347-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	602.00m ²	
	構造/延床面積(m ²)	木造平屋建/186.03m ²	
	建設費(単位:千円)	3,330千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	2,868人		
	令和4年度	3,229人		
	令和5年度	2,573人	耐震工事のため 10～2月休館	
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和5年度耐震改修大規模修繕実施のため見込みなし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	10,800	10,688	10,351	10,613
		補助金等	0	0	436	145
		小計	10,800	10,688	10,787	10,758
	直接経費	維持管理費	613	648	591	617
		光熱水費	368	125	241	245
		小計	981	773	832	862
	支出合計		11,781	11,461	11,619	11,620
収支差額		-11,781	-11,461	-11,619	-11,620	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	10,800	10,688	10,351	10,613
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		10,800	10,688	10,787
支出	管理運営費	10,275	9,865	9,795	9,978
	事業費	525	823	992	780
	その他	0	0	0	0
	支出合計		10,800	10,688	10,787
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	令和5年度耐震改修大規模修繕実施建物のため対象外
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市藤田児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	令和6年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区藤田724番地128		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	595.01m ²	
	構造/延床面積(m ²)	木造2階建/231.86m ²	
	建設費(単位:千円)	110,723千円	
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所、館庭等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 地域(住民)との連携、交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ、出前児童館等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・地域との連携や共催の事業等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状況

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第1・3日曜日、祝日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	(4月～9月) 10時～18時 (10月～3月) 10時～17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	5,904人	改築前の錦児童館を計上	
	令和4年度	8,080人	同上	
	令和5年度	2,357人	同上	改築工事のため7～3月休館
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和5年度新築のため見込みなし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	1	2	2	2	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		1	2	2	2	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	13,877	9,952	10,431	11,420
		補助金等	0	0	436	145
	小計		13,877	9,952	10,867	11,565
	直接経費	維持管理費	262	339	152	251
		光熱水費	336	139	198	224
		小計	598	478	350	475
	支出合計		14,475	10,430	11,217	12,041
収支差額		-14,474	-10,428	-11,215	-12,039	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	13,877	9,952	10,431	11,420
	補助金等	0	0	436	145
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		13,877	9,952	10,867	11,565
支出	管理運営費	13,336	7,824	9,832	10,331
	事業費	541	2,128	1,035	1,235
	その他	0	0	0	0
支出合計		13,877	9,952	10,867	11,565
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	令和5年度新築建物ため対象外
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、家庭以外の子どもの居場所の一つとして児童館の役割は重要である。 ・乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点として、また、地域ぐるみでの児童健全育成活動の拠点として児童館は必要である。
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>近隣の児童や乳幼児とその保護者が利用する児童館は、運営面では地域の団体やボランティアの支援・協力など地域との密接な関わりが必要である。また、管理運営のコスト面では、8館をまとめて指定管理することで、人事異動や館相互の協力体制、研修など事業の効率化が図られる。このことから、管理運営は地域に人的ネットワークをもった指定管理者が管理運営していくことが望ましいと考える。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>合併地域に設置されている児童館は、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要なため、地域に人的ネットワークを持った事業者であること、また、8館を一括管理し、運営の効率化や経費削減ができる事業者であることが望ましい。</p> <p>現在の指定管理者である社会福祉法人岡山市社会福祉協議会は、各地域に設置している事務所や分室が長年の活動の中で構築した地域との信頼関係があり、民間にはできない児童館をサポートできる体制が構築されている。また、経験豊富な職員の配置や市民ニーズへの的確な対応など充実した事業の実施を実現していることから、安定した児童館の管理運営には、岡山市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市北ふれあい児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成11年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区谷万成二丁目6番33号		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	北ふれあいセンター内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造 6階建/442.00m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 広域的な利用者相互の交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・広域的な地域を対象としたイベント等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第3土曜日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	10時~18時(ただし火・金曜日は12時~18時)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	12,269人		
	令和4年度	20,944人		
	令和5年度	25,188人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	予定なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	14,252	13,993	14,766	14,337
		補助金等	0	0	492	164
		小計	14,252	13,993	15,258	14,501
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		14,252	13,993	15,258	14,501
収支差額		-14,252	-13,993	-15,258	-14,501	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	14,252	13,993	14,766	14,337
	補助金等	0	0	492	164
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		14,252	13,993	15,258	14,501
支出	管理運営費	13,183	13,264	13,766	13,404
	事業費	773	527	1,208	836
	その他	296	202	284	782
支出合計		14,252	13,993	15,258	14,501
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	北ふれあいセンター対応
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、学校や家庭以外の子どもの居場所の一つとして、また、児童の健全育成活動の拠点として児童館の役割は重要である。</p> <p>また、十分な駐車スペースがあることから広域性が高く、特に乳幼児親子が多く利用しており、保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点としても児童館は必要である。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設であるふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターを管理運営する同一事業者が一体的に運営することにより、事業を効果的、効率的に行ってきた経緯があり、今後も複合施設の利便性を活かして効率的な運営が期待できる指定管理者が管理運営していくことが望ましい。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設のふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社が指定管理者として管理運営しており、児童館も一体的に運営することにより、施設管理や事業、職員体制を効果的、効率的に行ってきた経緯がある。今後も複合施設の特性を活かした効率的な運営や経費の削減、経験豊富な職員の配置による市民ニーズへの的確な対応など、安定した児童館の管理運営には、岡山市ふれあい公社を指定管理者とすることが最も合理的であるため。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>公益財団法人 岡山市ふれあい公社</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市ふれあい児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成6年5月25日		
⑤ 所在地	岡山市中区桑野715番地2		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	岡山ふれあいセンター内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/455.79m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 広域的な利用者相互の交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・広域的な地域を対象としたイベント等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・月・火・水・木・金・土(第3土曜日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	10時～18時(ただし月・水・第2、4、5金曜日は12時～18時)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	20,128人		
	令和4年度	29,446人		
	令和5年度	39,506人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	予定なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	19,603	20,021	18,764	19,463
		補助金等	0	0	499	166
		小計	19,603	20,021	19,263	19,629
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		19,603	20,021	19,263	19,629
収支差額		-19,603	-20,021	-19,263	-19,629	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	19,603	20,021	18,764	19,463
	補助金等	0	0	499	166
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		19,603	20,021	19,263
支出	管理運営費	18,142	18,756	15,303	17,400
	事業費	976	596	3,669	1,747
	その他	485	669	291	1,445
	支出合計		19,603	20,021	19,263
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	岡山ふれあいセンター対応
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、学校や家庭以外の子どもの居場所の一つとして、また、児童の健全育成活動の拠点として児童館の役割は重要である。</p> <p>また、十分な駐車スペースがあることから広域性が高く、特に乳幼児親子が多く利用しており、保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点としても児童館は必要である。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設であるふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターを管理運営する同一事業者が一体的に運営することにより、事業を効果的、効率的に行ってきた経緯があり、今後も複合施設の利便性を活かして効率的な運営が期待できる指定管理者が管理運営していくことが望ましい。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設のふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社が指定管理者として管理運営しており、児童館も一体的に運営することにより、施設管理や事業、職員体制を効果的、効率的に行ってきた経緯がある。今後も複合施設の特性を活かした効率的な運営や経費の削減、経験豊富な職員の配置による市民ニーズへの的確な対応など、安定した児童館の管理運営には、岡山市ふれあい公社を指定管理者とすることが最も合理的であるため。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>公益財団法人 岡山市ふれあい公社</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市西大寺ふれあい児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成9年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市東区西大寺中二丁目16番33号		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	西大寺ふれあいセンター内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造5階建/520.30m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 広域的な利用者相互の交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・広域的な地域を対象としたイベント等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第3土曜日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	10時~18時(ただし火・金・土曜日は12時~18時)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	8,070人		
	令和4年度	11,953人		
	令和5年度	15,855人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	予定なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	15,423	14,512	14,029	14,655
		補助金等	0	0	494	165
		小計	15,423	14,512	14,523	14,819
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		15,423	14,512	14,523	14,819
収支差額		-15,423	-14,512	-14,523	-14,819	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	15,423	14,512	14,029	14,655
	補助金等	0	0	494	165
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計	15,423	14,512	14,523	14,819
支出	管理運営費	14,393	13,696	13,153	13,747
	事業費	724	396	860	660
	その他	306	420	510	1,236
	支出合計	15,423	14,512	14,523	14,819
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	西大寺ふれあいセンター対応
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、学校や家庭以外の子どもの居場所の一つとして、また、児童の健全育成活動の拠点として児童館の役割は重要である。</p> <p>また、十分な駐車スペースがあることから広域性が高く、特に乳幼児親子が多く利用しており、保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点としても児童館は必要である。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設であるふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターを管理運営する同一事業者が一体的に運営することにより、事業を効果的、効率的に行ってきた経緯があり、今後も複合施設の利便性を活かして効率的な運営が期待できる指定管理者が管理運営していくことが望ましい。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設のふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社が指定管理者として管理運営しており、児童館も一体的に運営することにより、施設管理や事業、職員体制を効果的、効率的に行ってきた経緯がある。今後も複合施設の特性を活かした効率的な運営や経費の削減、経験豊富な職員の配置による市民ニーズへの的確な対応など、安定した児童館の管理運営には、岡山市ふれあい公社を指定管理者とすることが最も合理的であるため。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>公益財団法人 岡山市ふれあい公社</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市西ふれあい児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成10年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区妹尾880番地1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	西ふれあいセンター内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造5階建/313.75m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 広域的な利用者相互の交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・広域的な地域を対象としたイベント等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第3土曜日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	10時~18時(ただし火・金・土曜日は12時~18時)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	12,014人		
	令和4年度	18,085人		
	令和5年度	19,900人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	予定なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	15,041	14,979	15,200	15,073
		補助金等	0	0	499	166
		小計	15,041	14,979	15,699	15,240
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		15,041	14,979	15,699	15,240
収支差額		-15,041	-14,979	-15,699	-15,240	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	15,041	14,979	15,200	15,073
	補助金等	0	0	499	166
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		15,041	14,979	15,699
支出	管理運営費	13,983	14,262	14,026	14,090
	事業費	741	392	1,392	842
	その他	317	325	281	923
	支出合計		15,041	14,979	15,699
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	西ふれあいセンター対応
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、学校や家庭以外の子どもの居場所の一つとして、また、児童の健全育成活動の拠点として児童館の役割は重要である。</p> <p>また、十分な駐車スペースがあることから広域性が高く、特に乳幼児親子が多く利用しており、保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点としても児童館は必要である。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設であるふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターを管理運営する同一事業者が一体的に運営することにより、事業を効果的、効率的に行ってきた経緯があり、今後も複合施設の利便性を活かして効率的な運営が期待できる指定管理者が管理運営していくことが望ましい。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設のふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社が指定管理者として管理運営しており、児童館も一体的に運営することにより、施設管理や事業、職員体制を効果的、効率的に行ってきた経緯がある。今後も複合施設の特性を活かした効率的な運営や経費の削減、経験豊富な職員の配置による市民ニーズへの的確な対応など、安定した児童館の管理運営には、岡山市ふれあい公社を指定管理者とすることが最も合理的であるため。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>公益財団法人 岡山市ふれあい公社</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市南ふれあい児童館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 児童クラブ、学童館等		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成11年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市南区福田690番地1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	南ふれあいセンター内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造4階建/295.86m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	遊戯室、集会室、図書室、事務室、便所等を有する。乳幼児から中高生までの子どもを対象とし、遊びを通じた健全育成の場であり、居場所としての機能も持つ。子育て中の親子の交流や保護者からの相談業務にも対応している施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第40条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立児童館条例
③ 条例に規定された設置目的	児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設（児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）として本市に児童館を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・遊びを通じた子どもの育成 日常的な自由遊び、行事、クラブ活動、出前児童館 ・子育て家庭支援活動 親子の交流、相談 ・地域の子育て環境づくり 広域的な利用者相互の交流
⑤ 設置目的等の達成状況	・学童や乳幼児親子を対象としたスポーツ、レクリエーション、絵本の読み聞かせ等を実施。 ・乳幼児親子を対象にした地域子育て支援拠点事業を実施。 ・広域的な地域を対象としたイベント等を実施。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	日・火・水・木・金・土(第3土曜日、年末年始を除く)			
③ 開館時間	10時~18時(ただし火・金・土曜日は12時~18時)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	12,189人		
	令和4年度	17,187人		
	令和5年度	24,207人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	予定なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	15,518	14,608	13,900	14,675
		補助金等	0	0	499	166
		小計	15,518	14,608	14,399	14,842
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	支出合計		15,518	14,608	14,399	14,842
収支差額		-15,518	-14,608	-14,399	-14,842	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	15,518	14,608	13,900	14,675
	補助金等	0	0	499	166
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計		15,518	14,608	14,399
支出	管理運営費	14,420	13,840	12,531	13,597
	事業費	779	587	1,613	993
	その他	319	181	255	755
	支出合計		15,518	14,608	14,399
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	南ふれあいセンター対応
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p style="text-align: center;">必要性あり</p> <p>少子高齢化・核家族化、共働き世帯の増加等により子育ての環境が変化している中で、学校や家庭以外の子どもの居場所の一つとして、また、児童の健全育成活動の拠点として児童館の役割は重要である。 また、十分な駐車スペースがあることから広域性が高く、特に乳幼児親子が多く利用しており、保護者同士の交流や子育ての相談など身近な子育て支援拠点としても児童館は必要である。</p>
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設であるふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターを管理運営する同一事業者が一体的に運営することにより、事業を効果的、効率的に行ってきた経緯があり、今後も複合施設の利便性を活かして効率的な運営が期待できる指定管理者が管理運営していくことが望ましい。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p style="text-align: center;">非公募の場合</p> <p style="text-align: center;">非公募とする理由</p> <p style="text-align: center;">根拠規定</p> <p style="text-align: center;">指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>当該児童館は、保健・福祉・生涯学習の機能を持つ岡山市の地域福祉の拠点施設のふれあいセンター内に設置されている。ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社が指定管理者として管理運営しており、児童館も一体的に運営することにより、施設管理や事業、職員体制を効果的、効率的に行ってきた経緯がある。今後も複合施設の特性を活かした効率的な運営や経費の削減、経験豊富な職員の配置による市民ニーズへの的確な対応など、安定した児童館の管理運営には、岡山市ふれあい公社を指定管理者とすることが最も合理的であるため。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>公益財団法人 岡山市ふれあい公社</p>
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)</p>